

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月5日
【発行者名】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 窪田 博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 フロンティア事業開発部 デジタルアセット事業室 室長 一口 義仁
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-3212-1211（大代表）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

発行者（委託者）である合同会社SCCトークン（以下「委託者」といいます。）は2025年10月30日付にてその総社員が委託者の解散に同意しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第14号に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

なお、本臨時報告書は、委託者の総社員がその解散に同意した2025年10月30日以降に遅滞なく提出すべきでした。しかし、受託者と投資一任契約を締結しているアセットマネージャーである株式会社KJRプライベートソリューションズを含む関係者間での連携不足により受託者において委託者の総社員による解散への同意の事実を把握するまでに時間を要しました。この結果、本日まで本臨時報告書が未提出となっていたため、今般提出するものです。

2【報告内容】

（1）当該解散等の年月日

2025年10月30日

（2）当該解散等に係る決定に至った理由

委託者は、KJRM・リアルティ・トークン 汐留シティセンター（デジタル名義書換方式）に係る一般受益権（以下「本受益権」といいます。）、精算受益権及びローン受益権の当初受益者でしたが、本受益権及び精算受益権の譲渡に伴い、2025年9月29日付で、本受益権に係る不動産管理处分信託受益権＜汐留シティセンター＞信託契約（デジタル名義書換方式）（信託契約番号 No. 280022695）（以下「本信託契約」といいます。）に規定される当初受益者の受託者に対する指図権は、弁護士弦巻充樹（以下「受益者代理人」といいます。）及び精算受益者（本信託契約に基づき設定される信託（以下「本信託」といいます。）の精算受益権を有する者をいいます。以下同じです。）に承継されました。

本信託においては、委託者が解散する等により消滅する場合であっても、本信託の運営に支障を生じないこととするための仕組みとして、委託者は本信託契約に係る信託財産の処分に関する指図権を有しておらず、また、本信託契約に規定される当初受益者の受託者に対する指図権は本受益権及び精算受益権の譲渡後は受益者代理人及び精算受益者が有することとされています。

そのため、委託者は、存続の必要性がなくなったものとして、解散されることとなりました。なお、本書の日付現在、委託者は清算手続中です。

委託者は2025年10月30日に総社員の同意に基づき解散を決定しており、受託者はその時点で本臨時報告書を遅滞なく提出すべき義務を負っていましたが、上記1に記載の理由により、本日まで提出ができておりませんでした。なお、委託者は同日付で解散しております。

（3）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

該当事項はありません。